

令和9年度私立大学関係政府予算に関する要望

日本私立大学団体連合会

【基本的考え】

－私立大学の知を結集した中間層教育の重要性－

政府は、人口減少の加速や生成AIをはじめとする先端技術の進展に伴う環境変化を踏まえ、「2040年」を一つの転換点として、さまざまな政策課題を打ち出している。とりわけ「17の戦略分野」を中心に、予算投資、先行課題の解決、人材育成、プラットフォーム構築などの施策を掲げ、経済の潜在成長率を高めるための環境整備を進めている。この環境整備の実現には、分野別縦割りの対応にとどまらず、社会全体の抜本的な構造改革が不可欠であり、人材育成や研究開発を担う「大学改革」は最重要事項であると認識する。

生産年齢人口が現在より約1,000万人減少すると推計される「2040年」の社会において、日本が科学技術力を堅持し、社会インフラを維持しながら国際競争力を高めていくためには、国民一人ひとりの能力を最大化し経済成長を牽引していく必要がある。なかでも成長分野を支える人材の確保においては、一部のトップ層のみならず中間層の知的能力を底上げし、裾野を広げることが急務である。そのためには、学生の圧倒的多数を預かる私立大学の役割が極めて大きい。理工系分野への転換だけでなく、既存の関係学部の特長的基盤を強固にしつつ学際を越える「高度な文理横断教育」を確立しなければならない。

今こそ私立大学の知を結集し、あらゆる地域・産業・分野で活躍する「分厚い中間層」を数多く育成することこそが私立大学の使命である。

私立大学は、社会経済の新たなエンジンとして、日本の強みである質の高い中間層を育成し、豊かな社会の持続的発展に貢献する決意である。令和9年度の私大関係政府予算の編成においては、社会実装の実現に向けた大学改革の推進、及び質の高い高等教育機関としての成長を強力に後押しするための確実な財政措置を強く要望する。

【最重点要望項目】

要望1. 基盤的経費の拡充

- (1) 物価高騰・人件費上昇等に対応した経常費補助の拡充
- (2) 機能別配分による私立大学等経常費補助の強化

(1) 物価高騰・人件費上昇等に対応した経常費補助の拡充

私立大学は、あらゆる分野で活躍する産業人材を育成し分厚い中間層を形成する役割を担っており、国家戦略である「人への投資」に相応しく日本の労働生産性に大きく寄与する。

しかし、OECD諸国の高等教育公的支出GDP比が平均1.2%に対し日本は0.7%にとどまり、学生一人当たりの公財政支出額は国立大学生177万円に対し私立大学生14万円と約13倍の格差がある。さらに令和6年度の補助割合は8.3%、経常費補助金には57%もの圧縮率が課されている。

また先般、政府は「人工知能基本計画」や「信頼できるAI」の追求を政策課題として掲げたが、AIシステムを信頼できるものとして適切に整備するなど環境変化に対応することは大きなコストを伴う。物価高騰・人件費の上昇に加え新たなコスト等の負担に対する基盤的経費の抜

本的な充実を求める。

＜支援すべき予算・施策＞

- － 光熱費・物価高騰、人件費上昇等の経営環境の急激な変化に対応するための基盤的経費の拡充
- － 大学運営における信頼できるAIシステムの導入・活用への支援
- － 私立大学等経常費補助金の大幅な拡充（国私間格差（学生一人当たり約13倍）の是正及び「2分の1補助」の実現）
- － 私立大学等経常費補助金における「圧縮率」57%の撤廃

（２）機能別配分による私立大学等経常費補助の強化

大学の役割が研究拠点型、高度専門人材育成型、地域課題解決型など多様化している現状において、現代社会の諸課題に対応する私立大学の人材育成を加速させるためには、各大学の機能・特色、教育研究の質、社会貢献度に応じた支援への転換が求められる。

令和8年度予算では、理工農系学部等単価の引き上げをはじめ、機能や成果に応じたメリハリある重点配分が進められた。引き続き、機能別配分の強化を求める。同時に、機能別配分を実効性あるものとするには、既存の私立大学等経常費補助予算額において調整するのではなく、新規予算などを確保し純増することが不可欠である。

なお、実践的かつ応用的な能力育成を目的として設置された専門職大学・専門職短期大学については、制度創設時の附帯決議を踏まえ、既存の私学助成の総額を圧迫することのないようその分の予算を増額すべきである。

＜支援すべき予算・施策＞

- － 既存配分の振替によらない新規予算による機能別配分の強化
- － 各大学の機能・特色（研究拠点型、高度専門人材育成型、地域課題解決型等）に応じた重点的支援の実施
- － 専門職大学等に対する財源確保を含む私立大学等経常費補助金の総額増額

要望2. 成長分野を支える人材育成への重点支援

（１）既存の理工農系学部に向けた支援

（２）成長分野に関する施設・設備費の拡充支援

（３）私立大学の特色を活かした研究予算枠の拡充（スタートアップ・共同研究・産学連携等）

（４）成長分野を支える「高度な文理横断教育」への支援

（１）既存の理工農系学部に向けた支援

私立大学は理工農系学部学生の6割以上を擁しており、政府の「17の戦略分野」を支える産業人材育成の基盤を形成していると言ってよい。またWPI採択をはじめ国際的に評価される先進的な研究を展開する大学もあるなど、多層的な社会イノベーション創出に貢献している。理工農系分野への転換基金は、成長分野を後押しする重要な施策であり、この転換をより有効に機能させるためには、既存の理工農系学部の専門的基盤をより強固にしなければならない。

理工農系学部の運営には、最新の産業ニーズに対応した実験・実習を支える指導体制（教員・TA等）の維持など多額の経費を要する。私立大学等経常費補助における支援だけでなく、新たな予算による財政支援とともに、文部科学省の「STELLAプログラム」をはじめ理系人材育成に重要な初等中等教育の理数系教員不足に連携・協力する大学の取組に対し支援を求める。

＜支援すべき予算・施策＞

- － 既存の理工農系学部の機能強化への支援（教員採用等に係る人件費増分への支援を含む）

- － 「私立大学学術研究高度化推進事業」や「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」等の復活
- － 理工農系分野の拡充と質の向上のための新規の別枠予算の確保
- － 私立大学等経常費補助金の算定に係る理工農系学部等単価のさらなる引き上げ
- － 「STELLAプログラム」の拡充や大学と初等中等教育の連携による理数系教育への支援

（２）成長分野に関する施設・設備費の拡充支援

私立大学の施設・設備への支援は、過去20年間で170億円から91億円へとほぼ半減し、国私間では学生一人当たり32.3倍もの格差が生じており、私立大学の成長分野に関する基盤が弱体化している。理系人材の抜本的拡充を国家政策として掲げるなか、私立大学への施設・設備支援がこの水準にとどまることは、政策の整合性を欠くものである。とくに工学系分野は、実験設備・装置の整備・更新に多額の経費が必要であり、世界共通課題や社会実装に向けた先進的な研究を行うためには施設・設備費への確実な財政支援が必要となる。

令和８年度に私学助成で措置された「イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援」は、「施設改修」にも活用可能であり、耐震化以外で改修工事が対象となった画期的な新規予算であった。同予算の大幅拡充をはじめ、「施設改修」を含めた新たな補助を求める。

＜支援すべき予算・施策＞

- － 施設・設備費補助における国私間格差（学生一人当たり32.3倍）の是正
- － 「私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助」及び「私立大学等研究設備整備費等補助金（教育基盤設備）」における補助率2分の1の撤廃
- － 施設改修を含めた施設・設備への補助の当初予算における確実な措置
- － 令和８年度新規措置「イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援」の抜本的拡充（採択件数の大幅拡大）

（３）私立大学の特色を活かした研究予算枠の拡充（スタートアップ・共同研究・産学連携等）

「第7期科学技術・イノベーション基本計画」は、「産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化」を計画の柱の一つに掲げ、5年間で60兆円の目標を設定し大幅な予算が措置された。私立大学の研究開発においては、産業界との共同研究や大学発スタートアップ創出数が国立大学をしのぐ実績を持つ。とくにスタートアップ創出では、補助金10億円当たり創出数の上位6大学を私立大学が占めている。この研究開発は、私立大学固有の多様な教育研究テーマや教育研究環境、人的資源に基づく自由な着想により今後更なる進展が期待でき、私立大学のポテンシャルを最も発揮できる領域として投資対効果は極めて高い。また、民間企業との共同研究（オープンイノベーション型）では、令和6年度に私立大学が国立大学を金額・件数ともに大きく上回る（33億円・92件）。

私立大学は、限られた研究への公的支援において、自力で高い成果を生み出しているが、私立大学の強みとなるこれらの研究への予算を拡充し社会実装を加速させなければならない。

＜支援すべき予算・施策＞

- － 大学発スタートアップ（ディープテックを含む）創出への支援
- － 産学連携・スタートアップ創出を組織として支える学内体制整備（コーディネーター等の専門人材確保を含む）への支援
- － 産学連携・スタートアップ創出の基盤となる特色ある研究拠点の整備への支援
- － 共同研究・産学連携プログラム及び関連する施設・設備整備への支援

（４）成長分野を支える「高度な文理横断教育」への支援

急速に複雑化する社会課題を解決し、AI時代の新たな価値を創造する人材には、特定の分野

にとどまらない幅広い素養が求められる。技術知識は陳腐化していくが、各分野の専門的基盤を強固にしつつ、その壁を越えて分野を架橋する「高度な文理横断教育」は、人間の思考力や創造性を育む普遍的な教育として重要性を増している。経済界においても、AI時代に求められる人材像として、人文社会科学系と自然科学系双方の学問の蓄積を基盤とした探究力・創造性の涵養が求められている。

私立大学は、成長分野を理工農系と限定的に捉えるのではなく学問領域の枠組みを超えた「高度な文理横断教育」を含め定義することを強く主張する。

数理・データサイエンス教育と人文社会科学系知識を総合的に応用した文理横断型の人材育成プログラムを全学的に構築する大学、文系と理系のダブルメジャーを進める大学や大学院、企業や大学間での連携により社会課題の解決をリードする大学への支援はほとんど無いため、抜本的支援を求める。

＜支援すべき予算・施策＞

- － 人文社会科学系学部における数理・データサイエンス・AI教育の全学必修化等の取組への支援
- － 数理・データサイエンス・AI教育の実施に必要な教育環境整備及び教員確保への支援
- － BYOD化（個人所有端末利用）やオンデマンド学習のための環境整備への継続的支援
- － 文系と理系のダブルメジャー・副専攻制度の運営への支援
- － 企業や大学間の連携によるAI時代の社会課題解決をリードする高度文理横断教育プログラムの開発・運営への支援
- － 文理横断教育における理工系科目の実験・実習等の授業実施に係る経常的な人的・物的経費への支援
- － 文理横断教育に取り組む大学に対する私立大学等経常費補助金（特別補助）における支援メニューの創設
- － 高度な文理横断教育を進める人文社会科学系教員・学生単価の引き上げ
- － 再生可能エネルギー技術等を担う理工系分野に加え、人文社会系分野の知見を含めた文理横断型の教育により、GXを先導する人材を育成するための支援

要望3. 教育の質の高度化への支援

（1）PBL・課題解決型・実践型教育等の少人数教育の充実や学部縮小に対する支援

（2）大学院教育の充実と社会人向け教育プログラム開発（リカレント・リスキリング）への支援

（1）PBL・課題解決型・実践型教育等の少人数教育の充実や学部縮小に対する支援

AI時代に求められるのは、知識の量や定型的な情報処理能力にとどまらず、自ら問いを立てる力、未知の課題を発見する力、他者と協働して新たな価値を生み出す力である。こうした能力の育成には、PBL（課題解決型学習）・実践型教育（アントレプレナーシップ教育等）の少人数できめ細かな指導を伴う教育が極めて有効である。私立大学は、これらの教育を主体的に展開している。また産業界・地域社会と連携した実践型プログラムの運営には、専門人材の確保、メンター・実務家教員の招へい、学生の長期インターンシップを推進するために必要な授業プログラムの編成や教員配置の見直し等に向けた体制整備など、従来の教育とは異なる財政需要が生じており、このような教育に対する抜本的支援が必要である。

少人数教育等の実効性を高めるには、教員一人当たりの学生数の適正化を図らなければならないが、AIやオンライン教育の活用により多様な学修形態で質の高い教育が可能となった今日、ST比で教育の質を測ることが妥当か否かを改めて検証し、ST比に依拠しない多角的な評価への転換に向けた検討を進めるべきである。

また人口減少のなか、今後自大学の教育水準を維持し教育の高度化を目指すため、大学自らが学部の規模を縮小する場合は、学生数が財政構造に大きく影響する私立大学のために特別な支援が必要である。

＜支援すべき予算・施策＞

- － PBL・課題解決型・実践型教育等の少人数教育の充実への支援
- － 人文社会科学系学部のST比改善への支援
- － アントレプレナーシップ教育を含む実践型教育プログラムの運営への支援
- － 実務家教員・メンター等の産業界人材の活用への支援
- － 学生の長期インターンシップの推進に向けた授業プログラムの編成・教員配置の見直し等の体制整備への支援
- － 中間層の底上げを担う質の高い学部教育の優れた実践を評価し、その普及を後押しする奨励的支援制度の創設
- － AIやオンライン教育の活用を踏まえたST比に偏らない多角的な教育の質評価への転換に向けた国による検証・検討

（２）大学院教育の充実と社会人向け教育プログラム開発（リカレント・リスキリング）への支援

①大学院教育の充実

日本の修士の学位取得者割合は主要国の中で極めて低位にある。人口100万人当たりの修士号取得者数は、英国6,057人、米国2,649人、ドイツ2,430人に対し、日本は602人ととどまり、各国が増加する中（英国は64%増）で日本のみ減少している（2%減）。高度専門人材やトランスファブルスキルの養成は、科学技術立国の実現とイノベーション創出などに直結する国家的課題であり、大学院教育の抜本的な充実が求められる。

i 大学院教育への支援

私立大学は学部学生の約8割を受入れる一方、大学院学生では約4割、博士課程に至っては約7割が国立大学に在籍するという偏在が生じており、この背景には大学院への競争的資金の多くが国立大学を中心に措置されてきたことがある。私立大学が「大学院進学者拡大のボリュームゾーン」として大学院教育を発展させるためには、大学院の財政的自立に向けた支援が急務である。また学部から大学院への定員シフトには複雑な手続きを要するうえ、私立大学大学院は学生増がかえって収支悪化を招く財政構造を抱えており、定員移行を伴う改革に踏み切りにくい。加えて、少子化が進む中で教育の質を維持するには学部定員の適正化も求められるなか、収入の約8割を学生納付金に依存する私立大学にとって定員縮小は減収に直結し着手しづらい。こうした構造を打開する制度的・財政的支援が不可欠である。

＜支援すべき予算・施策＞

- － 学部から大学院への定員配分変更手続きの大幅簡素化
- － 学部の収容定員を縮小し大学院へのシフトを進める大学への支援（移行期間中の授業料収入減少分の補填措置を含む）
- － 教育の質向上に向けた戦略的改革として学部の定員調整を行う大学に対する私立大学等経常費補助金の定員充足率基準の緩和措置
- － 私立大学等経常費補助金における大学院に関する単価の抜本的引き上げ
- － 大学院学生への経済的支援の拡充（博士前期課程の理工農系分野の学納金平均額を踏まえた授業料後払い制度の上限引き上げを含む）

ii 「学部・修士5年一貫教育」などの教育制度移行のための支援

大学院修了を高等教育の標準的なゴールとして位置づけ直す「学部・修士の5年一貫教育

課程」は、とくに私立大学のような大学院進学率が低い人文社会科学系分野で効果を発揮する有効な改革モデルとなり得る。カリキュラムの再設計や学部・大学院横断的な教員配置など、従来の学部完結型教育とは異なる財政的な負担が生じる。また、現行の修学支援新制度は学部段階の4年間を対象としており、5年一貫課程の最後の1年間が支援対象外となる制度的不整合もある。新たな課程の設置に挑戦する大学への重点的な財政支援と、学生への経済的支援の拡充が求められる。

＜支援すべき予算・施策＞

- － 学士・修士の5年一貫教育課程に取り組む大学への私学助成の重点配分（既存の取組も対象を含む）
- － 5年一貫プログラム運営のための教員配置・カリキュラム開発への支援
- － 修学支援新制度における支援期間の5年間への拡大
- － 5年一貫プログラム履修学生への経済的支援の拡充

②社会人向け教育プログラム開発（リカレント・リスキリング）への支援

社会人となった後も継続的に学び直せる環境の整備は、個人のキャリア形成と日本社会全体の生産性向上の両面で極めて重要であり、多様な学問分野と柔軟なプログラム設計力を持つ私立大学は、その主要な担い手となるポテンシャルを有している。「人材育成ビジョン」においても、リスキリング推進のため「大学等における社会人のための教育プログラムの開発や全学的な体制整備」を施策に掲げ、大学・専門学校等におけるリスキリング人口を2030年に年間60万人（現状の年間約10万人から6倍）とする目標を示している。

しかし、社会人向け教育プログラムの開発・運営には、企業との連携、働きながら学べる夜間・週末開講やオンラインを活用した柔軟な学修環境の整備、教員配置など、従来の学部・大学院教育とは異なる全学的な体制整備が必要となる。とくに成長分野のニーズに対応した産学連携教育プログラムは産業界からの期待も大きい。現行の私立大学等経常費補助金は社会人学生やリカレント教育を十分に評価する仕組みとなっていない。プログラム開発・運営への支援と経常費補助金における評価の見直しが不可欠である。

＜支援すべき予算・施策＞

- － 社会人のリカレント・リスキリング教育を担う大学院教育プログラムの内容開発への支援
- － 成長分野のニーズに対応した社会人向け産学連携教育プログラムの開発と全学的な体制整備への支援
- － 社会人学生が働きながら学修可能な夜間・週末開講やオンラインを活用した学修環境整備への支援
- － 私立大学等経常費補助金における社会人学生数に着目した補助の新設
- － リカレント教育に係る授業時間数の補助金配分基準への算入及び科目等履修生の配分基準上の取扱いの見直し
- － 履修証明プログラム・マイクロクレデンシャルの制度的整備と財政支援

要望4. 地方創生を担う人材の育成への支援

（1）地方に必要な職業専門人材育成のための支援

（2）地方・地域の知の拠点形成のための地方私立大学への支援

（1）地方に必要な職業専門人材育成のための支援

地方私立大学は、医療・看護・福祉・教育等の地域インフラを支える人材の主要な供給源と

して、地方創生における人材育成の中核を担っている。人口減少と高齢化が深刻化する地方において、これらの職業専門人材の安定的な確保と育成は、地域社会の持続性を支える喫緊の課題である。

地域社会のDXとAIの社会実装が進む中、私立大学に求められるのは、エッセンシャルワーカーの量的供給にとどまらず、AI・データサイエンスを使いこなす専門性を高付加価値化する、地方創生のリーダーとなる高度専門人材の育成である。AI診断支援を活用する看護師、デジタル教材を駆使する教員、IoT技術で高齢者見守りを行う介護士など、デジタル技術と専門性を融合した高付加価値型人材への需要は急速に高まっている。地方私立大学は、その地域密着性と柔軟なカリキュラム設計力を活かし、地域の関係機関・産業界との連携を通じてこうした人材育成に取り組んでいる。

しかしながら、自助努力のみで高度専門人材育成のための教育改革を持続的に展開することは困難である。地域社会の現場で活躍し地方創生の一翼を担う高度な職業人材を、地方私立大学が安定的に輩出していくためには、教育の質・地域への専門職輩出実績・デジタル技術習得度など多角的な指標に基づく重点的支援が不可欠である。

＜支援すべき予算・施策＞

- ー 地域産業・地域社会のDXを支え、AIを使いこなす高度な職業専門人材（エッセンシャルワーカー）の育成への支援
- ー AI・データサイエンス教育を組み込んだ高付加価値型エッセンシャルワーカー養成カリキュラムの開発・実施への重点支援
- ー 地域課題の解決と発展を牽引するリーダー的職業専門人材を育成する「育成特別支援枠（仮称）」の創設
- ー 私立大学と地域の医療・福祉・教育機関等が連携した教育プログラムへの財政支援
- ー 地域の産業界・地方公共団体と連携したカリキュラム開発への財政支援
- ー 都市部と地方の高付加価値人材循環の促進と卒業生の処遇改善に向けた地域定着条件付き奨学金返済免除制度の拡充

（２）地方・地域の知の拠点形成のための地方私立大学への支援

地方私立大学は地域の知の拠点として、地域課題解決に向けた研究、生涯学習機会の提供、地域文化の振興・継承、地元企業との産学連携など、特色ある取組によって地域経済・地域社会の持続性に大きく貢献している。一方、その定員充足状況は、地域の人口動態や産業構造など自助努力だけでは対応困難な外部要因に大きく左右され、地域活性化の中核を担う私立大学の存続と発展を阻害している。加えて、単独の大学や単一の地方公共団体では解決困難な広域的・複合的な地域課題が増加しており、「知の総和」答申を具現化する「地域構想推進プラットフォーム」を通じた協働体制の整備が求められている。「人材育成ビジョン」でも、産学官金が連携して地域の人材需要を踏まえた人材育成等を協議・実行する体制の構築が示されており、地方私立大学が担い手として主体的に参画できる環境を整備すべきである。令和８年度に新規措置された同事業は画期的だが、地域連携の能力と必ずしも直接関連しない機関要件が課され、意欲ある地方私立大学が参画しにくい。同事業の定着・拡充と目的に照らした機関要件の合理化・見直しが求められる。

地方私立大学が地域の知の拠点として機能し続けるためには、個別大学の特色ある取組への支援と、広域連携組織の運営基盤強化を両輪とする重点的支援が必要であり、国による支援の充実とともに、地方公共団体による安定的・継続的な支援措置が講じられるべきである。

＜支援すべき予算・施策＞

- ー 令和８年度新規措置「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業の定着・拡充、及び広

域連携組織の運営基盤を支える補助制度の充実

- － 地域構想推進プラットフォーム事業をはじめとする地域連携関連事業において、地方私立大学が地域連携の主体的な担い手として参画できるよう、事業の目的に照らした機関要件の合理化・見直し
- － 地域の高等教育の将来像や人材需要に基づく取組（大学間連携・構造改革を含む）を行う私立大学への支援
- － 産業発展や新産業創出につながるシーズと企業ニーズを結びつけるマッチング・コーディネーターの確保・育成への取組に対する支援
- － 産学連携による課題解決型教育を行う実務家教員の確保・育成への取組に対する支援
- － 地理的制約を超えた教育資源の共有と活用を実現するためのDX基盤整備支援
- － 地域を支える中核人材の育成に対する地方交付税による支援の拡充

【重点要望項目】

要望 1. 修学上の経済的負担に係る国公私間の学生に対する格差是正

（1）修学支援新制度の拡充と見直し

（2）学生の経済状況、修学環境や能力に応じた適切な支援

（1）修学支援新制度の拡充と見直し

－国私間の学生に対する格差是正

本制度の私立大学の授業料平均額は、制度導入時の88万円から現在では97万円と上昇しており、それに合わせ算定し直す必要がある。また、国立大学の学生は授業料が全額減免される一方、私立大学の学生には減免額の上限（約70万円）が設定されており、修学支援新制度の算定基礎となっている「授業料」には、「施設設備費」や「実験実習費」等が含まれていない。私立大学は授業料とこれらの経費を「学生納付金」として徴収しており、大学教育に不可欠な原資としている。私立大学の授業料の算定方法については、「施設設備費」や「実験実習費」等を含めた授業料（平均約125万円）に見直すべきである。現在、学費を賄うために貸与型奨学金などで生じる借入金の返済が社会問題となっている。このように算定基礎を見直すことによって、少しでも学生の将来的な負債リスクの軽減を図ることも必要である。

－所得中間層への対象拡大

修学支援新制度の導入に伴い私学助成による「授業料減免事業等支援」が廃止された。その結果、修学支援新制度の対象以外の所得中間層への支援が不十分な状況にある。現在、国は子育て支援等の観点から、修学支援新制度の「授業料減免」の範囲を所得中間層まで拡充しているが、その範囲は理工農系学部の学生や多子世帯に限られている。学問分野や子どもの数にかかわらずすべての所得中間層に修学支援新制度の対象を拡大し、家庭の経済的理由により生徒が私立大学への進学を断念することのないようにすべきである。

－家計基準の引き上げ

本制度の支援区分の判定に係る家計基準については、制度導入以降、一度も見直されていない状況である。近年の賃上げ基調により、支援割合の低い区分へ変更若しくは支援区分から外れて不採用となる学生が近年増加しているため、区分毎の家計基準を引き上げ、より多くの学生が支援を受けられるようにすべきである。

また、理工農系分野においては、前述のとおり、理工農系学部学生の6割以上を占める私立大学が果たす役割は極めて大きく、人材育成の中核的役割を担っている一方で、理工農系学部では実験・実習や設備維持等に係る教育コストが高く、現に学生納付金も文系との差額が年々

大きくなっていることから、区分毎の家計基準の引き上げに加え、成長分野を支える人材育成を促進する観点からも、私立理工農系学部等に適用される家計基準については更なる引き上げを行い、支援対象の拡大を図るべきである。

一 修学支援新制度の拡充等に伴う経費負担軽減のための支援

修学支援新制度や各種補助金の申請業務は専門的かつ複雑化しており、システム導入・改修、人件費、学生支援等の経費負担が継続的に発生している。令和6年度からの中間層支援拡大や大学院授業料後払い制度の導入、令和7年度からの多子世帯支援拡充により、申請件数が急増しており、業務負担の増加が顕著となっている。これらの経費負担を経常的経費として位置付け、私立大学等経常費補助金「一般補助」の増額を図るべきである。なお、「高等学校等就学支援金」では国が執行費用を都道府県に交付しており、同様の措置が必要である。

一 機関要件の更なる改善

修学支援新制度においては、支援対象となる大学に一定の要件（機関要件）が設けられており、収容定員充足率については、直近3年度のいずれかの在籍学生数が収容定員の8割以上であることが求められている。令和7年度から、地域の経済社会にとって不可欠な専門人材の育成に貢献している大学等へ配慮する観点から、収容定員充足率が5割未満の場合でも、同一道府県内に、同種・同学位分野の代替進学先がない場合は、確認取消しを猶予するという緩和が行われているが、都道府県によってその広さや交通網の整備状況にはばらつきがあることから、各都道府県の実態を踏まえた基準となるよう更なる改善が必要である。

（２）学生の経済状況、修学環境や能力に応じた適切な支援

一 給付型及び貸与型奨学金の額の引き上げや貸与型奨学金の返済条件の柔軟化

給付型奨学金については制度創設以来、貸与型奨学金については近年、奨学金の支援額は据え置きとなっている。物価高騰により学生の経済的負担が増大しており、修学機会の確保に影響を及ぼすことが懸念されることから、給付型及び貸与型奨学金の支援額の引き上げや収入基準の見直し、貸与型奨学金の柔軟な返済支援制度の設計など、国の奨学金制度の改善・拡充を求める。

また、学生の修学環境が居住地域、家庭環境や家計支持者の所得水準等の要因に左右されることのないよう学生の事情に応じた奨学金制度を整備すべきであり、とりわけ、国立大学に比して「授業料（学納金）」の高い私立大学生に対しては、経済的負担の格差を考慮しより手厚い支援が必要である。

一 地域における学修アクセスの確保のための給付型奨学金の拡充

生徒・学生が地域における学修アクセスが原因で進学を断念することのないよう、例えば「自宅外生」に対する給付型奨学金を増額するなど、居住地域にかかわらず幅広い地域や学問分野が選択できるよう学生の事情に応じた支援を拡充すべきである。この支援は、今後、仮に大学の統廃合などが進んだ場合「自宅外生」が増える可能性があるため、極めて重要な観点となる。

要望 2. 2040年を見据えた大学改革のための支援

（１）オンライン教育の推進など教育のDX化を推進するための支援

（２）大学の国際化を躍進させるための支援

（３）将来的な統合に向けて大学間連携に取り組む大学への支援

（１）オンライン教育の推進など教育のDX化を推進するための支援

世界の大学ではオンライン化によるバーチャルモビリティが加速しており、情報システム強化のための多大な設備投資が必要となっている。情報システム強化をはじめとするデジタル化

を通じた教育の質向上のための取組への支援の充実により、都市と地方の接続、社会人教育、大学の国際化など世界を視野に多彩なネットワーク型事業の展開を可能にすべきである。以下の施策に対する支援を要望する。

- －「私立大学等経常費補助金」や「大学教育再生戦略推進費（国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進）」によるオンラインの環境整備のための支援や質の高い教育プログラムへの支援の拡充
- －GIGAスクール構想によりICT環境で教育を受けてきた学生の学習継続性を確保するため、大学におけるデジタル教育手法の深化とその実現に向けた基盤的財政支援の拡充
- －オンライン教育推進に必要な学生の通信環境の安定的な確保のための小・中・高校生の児童、生徒のみならず大学生に対する通信利用料等を含む継続的な経済支援

（２）大学の国際化を躍進させるための支援

政府においては、日本人学生の派遣を令和15年までに50万人に、外国人留学生の受入れ・定着を40万人にするとの目標を掲げている。このうち受入れ数は、令和7年5月の時点で40万人を超え前倒しで達成されたものの、その多くは専修学校や日本語教育機関等が占めており大学・大学院における受入れ留学生は微増にとどまっている。世界各国で高度人材の獲得競争が激化する中、より一層優秀な留学生を獲得していくためには、日本語教育の重要性とともに日本の大学が世界から選ばれるための質の高い特色ある教育プログラムを開発し、日本の知の発信を戦略的に進めなければならない。

一方、日本人学生の海外派遣においては、物価高騰・円安により直接的な打撃を受けているため、日本人学生への給付型の支援をさらに拡充すべきである。

- －物価高騰・円安等の影響下においても日本人学生が留学を断念することのないよう給付型奨学金による経済的支援の大幅な拡充
- －国内外の他大学とオンラインで接続することにより、授業内外で双方向型の交流・協働を行うことのできる国際協働オンライン学習／教育（COIL）をはじめとするバーチャルエクステンジ（VE）、海外の大学とのハイブリッドかつ双方向の教育手法（アクティブ・ラーニング）を通じた国際共同プログラム、日本発のオンライン国際教育プラットフォームであるJV-Campusの活用による国際教育環境の構築なども含め、ハイブリッドな国際交流の取組に対する「私立大学等経常費補助金」や「大学教育再生戦略推進費」等による支援の拡充
- －AI英語論文執筆支援ツールなど、外国語による日本の知の発信を促進するIT/AI導入経費に対する支援
- －外国人留学生に対するキャリア支援の強化、優秀な外国人教員を採用するための雇用の補助（国際水準で競争力のある年俸が必要）受入れ環境整備のための支援
- －外国語を教授言語とする科目担当教員の確保や英語による教授力に長けた人材の育成支援（海外研修や英語での専門科目教授法等の習得）、母国語が英語でない教員が英語授業を担当する場合のインセンティブ付与（台湾や欧州の大学では負担を考慮し持ちコマ数の制限や研究費や報酬に支援措置がある）に対する支援
- －カリキュラム・出願要件・宿舍や奨学金等に係る情報発信、留学希望者からの照会への対応等を担う専門のアドミッション・オフィスの設置、留学生の就学・生活面での相談・支援を担うスタッフの配置等への支援

（３）将来的な統合に向けて大学間連携に取り組む大学への支援

大学進学者数の減少を踏まえると、大学の規模の適正化は避けられない。一方で、地域の中小規模大学等の撤退は、地域の医療・介護・福祉、産業、インフラなどを支える人材の不足を

招き、地域社会の持続可能性に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

このため、人材育成機能の維持・強化に向け、他大学との統合等も視野に入れながら連携・協力の取組を進める大学に対する支援の充実を要望する。

要望 3. 研究力強化及び高度医療人材育成に向けた支援

(1) 科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化

(2) 研究費等の「間接経費」における支援

(3) 高度医療人材を養成するための附属病院等への支援

(4) 電子ジャーナル購読料高騰への対応とオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等への支援

(5) 研究インテグリティ確保への支援

(1) 科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化

国の成長戦略（科学技術・イノベーション基本計画など）において大幅拡充の方針が示された科研費は、イノベーションの源泉となる「基礎研究」を支える最大規模の競争的研究費として、令和8年度予算では大幅増額（前年度対比約101億円増/2,479億円）が措置された。今後も本事業を拡大し、特に若手研究者への重点投資や国際共同研究の強化を求めると同時に、新規採択率30%を目指すことが必要である。また、科研費の基金化は複数年度にわたり柔軟な使用を可能とする画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に全種目を完全基金化することが急務である。とくに人文社会系の研究も含めた研究力の一層の強化や若手研究者を中心とした挑戦的・国際的研究への支援の積極的な拡充が必要である。

－全種目完全基金化の早期実現

－人文社会系に関する研究種目等の拡充

－若手研究・基盤研究（C）等比較的少額の研究種目の充実

(2) 研究費等の「間接経費」における支援

研究成果の持続的創出に向けて分野融合、国際展開や産学連携等の推進のための持続的な研究環境を整備するため、国のすべての競争的研究費について「間接経費」を適切に措置（最低30%）することを求める。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とする必要がある。

(3) 高度医療人材を養成するための附属病院等への支援

昨今の物価や人件費の高騰の影響を受け病院機能が低下しないよう、文部科学省の令和7年度補正予算において「大学病院機能強化推進事業」で349億円が措置された。引き続き、本事業はじめ「高度医療人材養成拠点形成事業」や「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点事業」等を拡充推進するとともに、医療インフラの確保や今後の医療分野の進展に向けた私立大学病院に対する全面的支援を求める。

国立大学病院には「運営費交付金」により人件費などを含め手厚い財政措置がなされ、国立大学法人全体で1,167億円措置されているが、私立大学附属病院に対する公財政支出（経常費補助金など）は極めて限られており、基盤整備に大きな不均衡が生じている。また税制面で見ても、社会保険診療は非課税であるため、医療機器や材料を購入する際に発生する消費税を価格転嫁できず、実質的な負担増が病院経営に影響を及ぼしており、診療収入で赤字を補填せざる

を得ない財政構造は、臨床実習や医学研究力の低下を招きかねない。下記の図のように私立大学附属病院は国立大学附属病院以上にわが国の医療を支えており、その機能や社会への貢献度に見合った公財政支出がなされるべきである。また、医療従事者の教育にかかわって、診療参加型臨床実習を行う医学生による医行為を可能とする制度（Student Doctor制度）は、病院内の施設設備を用いて実施されていることも踏まえ、同制度に係る大学病院の取組への支援が必要である。

さらに、物価高騰等の影響は、医学部を持たない保健医療系大学における高度専門機器等の整備・維持、管理・運用に係る経費負担にも及んでいるほか、歯学部および薬学部においても同様の影響が生じていることから、国民の生命と健康を支えるこれらの分野に対する支援の充実も不可欠である。

月平均患者数（全症例数）の上位100病院の病院数、患者数等

	私立大学附属病院	国立大学附属病院	公立大学附属病院	国公私立大学病院以外
病 院 数	33病院	16病院	6病院	45病院
患 者 数	56,538人	26,115人	8,865人	69,366人
患者数割合	35.1%	16.2%	5.5%	43.1%

※病院情報局（<https://hospia.jp/>）掲載データ（2024年度）より日本私立大学団体連合会事務局にて作成

※「国公私立大学病院以外」は大学病院以外の全病院（赤十字・労災・国立病院機構・市民病院等）

（４）電子ジャーナル購読料高騰への対応とオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等への支援

学術ジャーナルは、わが国の研究力の向上と、それらの成果の還元を通じて社会の発展にとっても大きな意義を有している。しかし、電子化が進む学術ジャーナルの購読料は高騰により、各大学は購読規模の縮小に追い込まれており、研究者のジャーナルへのアクセスが限定されることは今後の研究に大きな影響を及ぼしかねない。国内の大学が契約する電子ジャーナルの大半（約98%以上）は海外製であるため円安の影響は深刻であり、文部科学省の「学術情報基盤実態調査」によれば、日本の大学全体の電子ジャーナル経費は2023年度（令和5年度）に390億円に達し、前年度から10%以上（36億円）も増加し、予算規模の変わらない大学図書館の財政を直撃している。

電子ジャーナルの購読費に対する補助とともに、学術情報全般の大学間連携による共同利用等の取組に対する支援が必要である。また、個人研究費を圧迫することなく、オープンアクセスジャーナルへの投稿の促進やオープンアクセスジャーナル普及を可能とすべく、投稿実績などを算定基礎とした大学によるオープンアクセスジャーナルへの論文出版料負担時の補助を要望する。

（５）研究インテグリティ確保への支援

令和8年3月にとりまとめられた「第7期科学技術・イノベーション基本計画」において研究のオープン化・国際化に伴う技術流出を防ぐため、研究インテグリティ（自主性・透明性の確保）と研究セキュリティの強化が重要課題として位置づけられた。特に理工農・医学系を設置する私立大学には、その体制整備が強く求められており、多くの大学が関連施策に取り組んでいる。しかし「報告された情報の事実関係を客観的に確認する仕組み」や「リスクが顕在化する前に対処する仕組み」などについては、専門人材の知識が必要となり簡単に取り組むことが難しい。また私立大学の研究インテグリティ確保への取組は、主に寄付金や資産運用益などで賄っており、それだけでは不十分である。研究セキュリティの確保と合わせ、情報管理システムの導入、教職員の研修実施、専門知識を集めるため専門家を招へいなどの体制整備に向けた基盤的経費の支援を求める。

要望 4. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する支援の拡充・強化

(1) スポーツの振興に資する取組への支援

(2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取組への支援

(1) スポーツの振興に資する取組への支援

大学におけるスポーツの振興は、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域社会への貢献へとつながる。

基盤的経費への支援の充実とあわせて、スポーツ関係予算を拡充し、学生アスリートの学業支援のためのティーチングアシスタントの導入やオンライン授業の充実、私立大学におけるスポーツ教育研究の充実や指導者の育成、大学スポーツ施設の活用を通じた地域貢献活動、地域活性化等に係る取組、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動等、私立大学が地域社会におけるスポーツの拠点として担っているさまざまな取組への支援が必要である。

(2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取組への支援

私立大学は、美術・音楽・演劇等の芸術、映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術、食文化を含む生活文化、建築・ファッションなど、わが国における文化芸術の振興を担う人材の育成への貢献も大きく、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源としても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日本文化を世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のための私立大学の取組等に対する支援の拡充を図る必要がある。

要望 5. 多様性を踏まえた「ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン (DEI)」等への支援

(1) 「合理的配慮の義務化」に伴う受入れ整備支援

(2) 「ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン (DEI)」への支援

(1) 「合理的配慮の義務化」に伴う受入れ整備支援

令和 6 年度施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（文部科学省告示）」の改正により見込まれる合理的配慮を必要とする障害のある学生や受験生の一層の増加に向けた対応への支援が必要である。施設・設備の改修、大学での専門人材の配置、支援機器の準備、情報保障等への対応、また入試における情報保障や別室受験の人員配置をはじめとする体制作りのための支援を求める。

(2) 「ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン (DEI)」への支援

私立大学が教育研究活動のダイナミズムを発揮していくためには、私立大学に集う学生や教職員について、性別、国籍、年齢や心身の状態にかかわっての多様性を受容することのできる環境を整備していかななくてはならない。また、女性が活躍する職場作りに向けては、出産・子育てや介護の支援はもとより、組織の幹部としての比率を高めていくことなどが重要である。教育振興基本計画に定める「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の実現に向けた大学の「ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョ

ン」に向けた取組を推進しなければならない。以下の施策に対する支援を要望する。

- －研究者が育児休業中及びその復帰後の研究の円滑な継続を可能にするための研究補助者を雇用できる制度に対する補助金や奨励金の給付の拡大、保育施設の学内設置の支援やその運用費用の補助、個人で学外の保育施設やベビーシッターを利用する費用の補助、研究者が研究や授業の実施の際に介護サービスを受ける費用の補助、学生や教職員へのメンタルケア体制作りへの支援
- －女性の高学歴志向（大学院進学者）を高めるための（研究者育成も含む）優遇措置、研究継続と妊娠・出産等のライフイベントを両立するための研究サポート体制整備等への取組に対する支援、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援をはじめ大学における女性活躍のための支援
- －風土の違いや多様な価値観を持つ留学生受入れの環境整備として、ジェンダー、宗教等を配慮した施設設備、キャンパスのアクセシビリティマップの整備、学内表示の多言語化、学生相談・メンタルケアの多言語での対応が可能となる体制作りに対する支援
- －理工農系分野における女子学生の拡大と分野全体の発展に向けた方策の一環として、多様な教員養成の場の学生への提供、数学や理科の女性教員養成に係る取組の推進に対する支援

要望 6. 安全・安心確保に資する施設整備等のための支援

- （１）耐震化等の防災機能強化の推進**
- （２）災害復旧支援の拡充**
- （３）老朽化施設等の更新・再整備の推進**

（１）耐震化等の防災機能強化の推進

私立大学は、厳しい財政状況の中、計画的に必要な資金を積み立てるなどの努力により、耐震化を進めてきているが、補助率が2分の1であること等から国立大学よりも耐震化が遅れている状況にある（大学等の耐震化率：国立99.9%〔令和7年5月1日時点〕、私立97.1%〔令和7年4月1日時点〕）。また、昨今の資材不足並びに建築費高騰等による影響により、私立大学の耐震化完了には一層の支援が必要となっている。私立大学は、学生の学修や教育研究活動の場であると同時に、非常災害時には地域の防災・復興拠点を担っていることから、総合的な防災機能を強化するための支援の拡充が必要である。

さらに、脱炭素化・省エネルギー化の観点から、照明のLED化が急務である。国際会議の決定により、蛍光灯の製造・輸出入が令和9年末までには全面禁止となることを受け、LED製品への切り替えが求められているが、急増する需要に対して生産・供給体制が追い付かず、計画通りの環境整備が困難となることや価格高騰が懸念される。このため移行期間への配慮と支援の充実・強化を図る必要がある。

- －私立大学の耐震化完了に向けた当初予算及び補正予算による支援の拡充
- －備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等の配布用備蓄品の購入等、防災拠点機能の維持・強化に係る支援の拡充
- －LED照明や高効率空調機などの省エネルギー化や熱中症対策に係る設備の導入・更新に向けた「エコキャンパス事業」や「施設環境改善整備事業」における支援対象範囲の拡大等、制度拡充

（２）災害復旧支援の拡充

自然災害が激甚化・頻発化するわが国において、国立学校施設の災害復旧については補助率が10分の10である。一方、激甚災害の対象となった私立学校施設の災害復旧に係る国の支援事

業は、本激の場合の補助率が2分の1、局激の場合の補助率が5分の2と国私間において国庫補助による支援格差があることから、補助率の嵩上げが必要である。

(3) 老朽化施設等の更新・再整備の推進

安全・安心の確保に加えて教育研究環境の質の維持・向上の観点から、老朽化施設の更新・再整備が喫緊の課題である。近年の資材価格や人件費の高騰等を背景とする建築費の急騰を踏まえ、施設設備整備費補助金の総額増額により、支援の充実・強化を図る必要がある。

また、施設設備整備費補助事業においては、適正性及び透明性確保の観点から、入札による事業者選定が原則とされている。しかし、近年の建設需要の逼迫等により、学校施設の工事については、工期や施工に係る制約等を理由に建設事業者から応札を敬遠される事例が増えており、一般競争入札の成立自体が困難となる事態が生じている。とりわけ、既存施設の改修工事においては、施設の構造・仕様等を詳細に把握している当初施工業者による施工が、品質確保・工期短縮・コスト抑制の観点から合理的であるため、第三者機関による審査を要件に入札を不要とするなど、弾力的な運用が求められる。さらに、中東情勢に伴う供給・受注制限や納期遅延等により、計画通りの事業推進に影響が生じることも懸念されることから、弾力的な支援措置が必要である。